

障企発 0331 第 2 号
こ 支 障 第 7 4 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の一部改正について

「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成 3 年 9 月 26 日付け社更第 199 号、児障第 29 号、児母衛第 32 号社会局厚生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名通知）については、今般、別添のとおり改正することとしましたので、御了知の上、貴管内関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮願います。

記

1. 改正の趣旨

「消費税法施行令第 14 条の 4 の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成 3 年厚生省告示第 130 号）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 製品分類に（3 の 2 車載用姿勢保持装置）を新設する。
- 消費税非課税の対象となる以下の身体障害者用物品の表記について、修正又は削除する。
 - ・ 18 頭部保持具

- ・ 19 座位保持椅子
- ・ 28 の 10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置
- ・ 30 特殊寝台